

# 令和8年度任用 桑名市会計年度任用職員募集要項【幼稚園勤務】

令和8年度任用の桑名市会計年度任用職員の募集を行います。

任用者を決定するに当たり選考を行いますので、任用を希望される方はこの募集要項をご覧いただき、受付期間内にご応募ください。

## 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、一会计年度(4月1日から翌年3月31日まで)を最长の任期として任用される非常勤の地方公務員です。

**受付期間：令和8年2月3日（火）～令和8年2月10日（火）（郵送の場合必着）**

## 1 募集職種、募集人数、業務内容等

### (1) 職種、募集人数

保育支援員（資格の有無は問わない） 1名程度

### (2) 業務内容

保育支援員（資格の有無は問わない） 特別な支援を必要とする園児の支援

## 2 応募資格

- ① 次のいずれにも該当しない方（地方公務員法第16条）
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ② 国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、就労が制限されていない在留資格を有する方
- ③ 募集する職種において必要な資格を有している方

## 3 申込書類及び申込先等

次に示す申込書類を持参又は郵送により提出してください。なお、提出された書類はお返しえきませんので、ご了承ください。書類に記載された個人情報は、募集・選考・任用に係る人事管理以外には使用しません。

### (1) 申込書類

#### ① 履歴書（エントリーシート）

- ・必要事項を記入し、自筆で署名してください。
- ・写真（縦4cm×横3cm）を履歴書に貼り付けてください。

#### ② 返信用封筒（長形3号（縦23.5cm×横12cm））1通・110円切手1枚

- ・選考結果の返信用として、封筒に110円切手1枚を貼り付け、宛先に申込者の郵便番号、住所及

び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

### ③ 応募する職種に必要な免許、資格証の写し（コピー）

- ・資格が必要な職種に限ります。

## （2）申込先

子ども未来部 幼保支援課

## （3）申込方法：申込書類の持参又は郵送

※持参による場合の受付時間は、午前9時00分から午後4時30分までです（土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません）。

※郵送による場合は、簡易書留で「選考申込書在中」と朱書し、桑名市役所幼保支援課宛（送付先：〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地）に送付してください。

## 4 選考方法等

面接等 ※詳細については、申し込み後にご連絡いたします。

## 5 基本的な勤務条件

### （1）給料・報酬等

報酬、その他諸手当（通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等）は、桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等に基づき支給します。過去のフルタイム会計年度任用職員などの勤務経験によって加算される場合があります。

【R 8 パートタイム会計年度任用職員】

時給 1, 315 円

※令和8年3月議会の議決結果により変更になる場合があります

### （2）任用期間及び勤務場所、勤務時間

任用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日

勤務場所：市内公立幼稚園（異動あり）

勤務時間：【パートタイム会計年度任用職員】

時間シフト制（勤務時間帯は9：00～15：00の範囲内）、週5日勤務  
月間労働時間上限76時間、週当たり上限19.75時間

### （3）休日

週休日（原則として土曜日・日曜日）、祝日、年末年始ですが、勤務先や職種によっては、これらの日が勤務日となる場合があります。

### （4）休暇等

年次有給休暇、特別休暇（忌引休暇、夏季休暇等）を桑名市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則等に基づき付与（任用条件により休暇の付与条件、有給・無給が異なります。）

### （5）社会保険等

任用条件により、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・公務災害（勤務場所により労災保険）

の適用があります（加入条件を満たす場合に限ります。）。

## （6）服務

任用期間中は、一般職の地方公務員として、地方公務員法に規定される以下の義務を負います。

- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限等
- ・争議行為の禁止

なお、職務に支障をきたすことのないもので、信用失墜行為に該当しない場合は、営利企業等への従事（兼業）は可能ですが、許可又は届出が必要になります。

## 6 その他

### （1）隨時募集について

この募集以外にも、任用者が決定しなかった職や新たに募集することになった職等について、市ホームページやハローワークを通じて隨時募集を行う場合があります。募集内容等は、市ホームページ等でご確認ください。

### （2）その他の注意事項

- ・履歴書等に虚偽の記載があった場合、任用までに公務員としてふさわしくない行為・行動があった場合は、任用を取り消すことがあります。
- ・採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間（勤務した日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに初めて正式採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。再度の任用の場合も同様です。
- ・勤務成績が良好で、引き続き次年度も同様の職がある場合は、再度任用する場合があります。
- ・今回の会計年度任用職員への任用は、桑名市の常勤職員の採用の際に優先されるものではありません。

## 7 問い合わせ先

### ● 勤務条件、業務内容等に関するこ

子ども未来部幼保支援課

電話 0594-26-1513

### ● 会計年度任用職員制度全般に関するこ

桑名市市長公室人事課

電話 0594-24-1127